

設計等の業務に関する報告書（業務報告）について

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に知事に提出しなければなりません。（法第23条の6）。

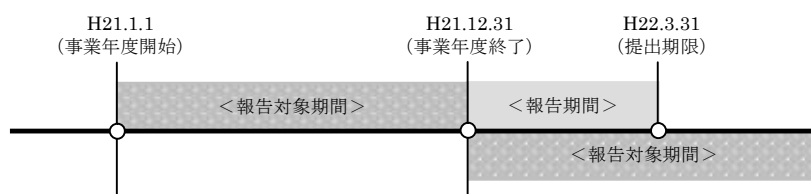
なお、提出された設計等の業務に関する報告書は、一般の閲覧に供されることとなります。

※ 建築士事務所の登録有効期限（5年間）とは異なり、毎事業年度ごとに提出が必要ですので注意してください。

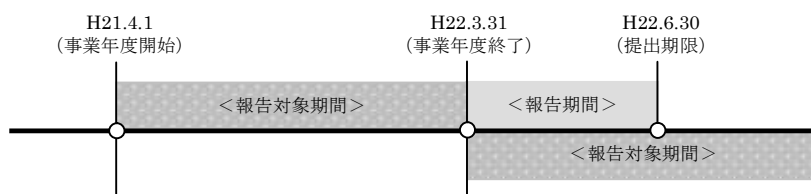
※ 事業年度は、法人で登録している場合は会社の決算期間としてください。個人で登録している場合は確定申告の課税期間とするのが一般的です。

※ 提出時期は各建築士事務所によって異なりますので、下記例を参考に報告を行ってください。

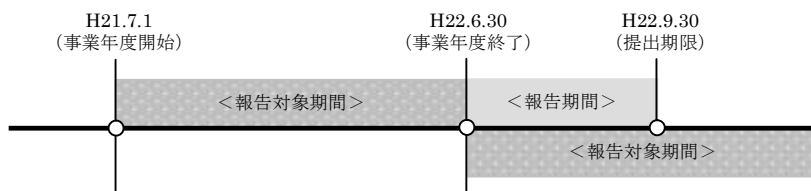
例1) 個人事業主の場合



例2) 事業年度の開始時期が4月の場合



例3) 事業年度の開始時期が7月の場合



※ 提出部数は、1部です。ただし、受付印を押した控えの交付を希望する場合は、2部提出してください。なお、郵送による提出も可能です。郵送による提出で控えの交付を希望する場合は、必要な切手を貼った返信用封筒を同封してください。ファクシミリや電子メールによる提出、着払い郵便による提出は出来ません。

※ お問い合わせ先 一般社団法人富山県建築士事務所協会 電話 076-442-1135（直通）
なお、各種申請書の様式のダウンロードは、<http://toyamajk.org/> からお願いします。